

「危険物」を「安全」に使用するために

危険物安全週間

【実施期間】令和7年6月8日（日）～6月14日（土）

危険物安全週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としています。

重点実施項目



危険物施設における保安体制の整備促進

危険物の火災・流出事故を予防するため、想定されるリスクに対し適時・適切な取組み及び安全確保に向けた体制を確立することが重要です。



危険物に関する知識の普及啓発

危険物の取扱いにともなう火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識・技術の習得や伝承等、従業員の保安に対する意識の啓発に努めることが重要です。

令和7年度印旛地域で開催される危険物取扱者保安講習

◆日程 9月12日（金）

午前：給油取扱所 午後：一般

◆会場 成田国際文化会館

◆受講申請受付 7月22日（火）～7月28日（月）

※受付は、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部で行います。



消防庁／都道府県／市町村／全国消防長会／一般財団法人全国危険物安全協会

危険物に関するご相談 予防課危険物係 043-481-1239
火災予防に関するご相談 予防課予防係 043-481-0136
佐倉市八街市酒々井町消防組合

感震ブレーカーを
設置しましょう!!

